

(施行期日)
第一条

この政令は、会社法の施行の日（平成十八年五月一日）から施行する。

（船舶油濁損害賠償保障法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第四条 平成十九年十二月三十一日までの間は、

第九条の規定による改正後の船舶油濁損害賠償保障法施行令第四条中「株式会社」とあるのは「株式会社又は会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十七年法律第八十七号）第一条第三号の規定による廃止前の有限会社法（昭和十三年法律第七十四号。以下この条において「旧有限会社法」という。）の規定による有限会社」と、「株式」とあるのは「株式又は旧有限会社法の規定による資本の過半に当たる出資口数を」とする。

附 則（令和元年六月二八日政令第四四号）抄

(施行期日)

第一条 この政令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。

附 則（令和元年一二月一五日政令第二〇八号）抄

(施行期日)

1 この政令は、船舶油濁損害賠償保障法の一部を改正する法律（第二号において「改正法」という。）の施行の日から施行する。